

各 位

一般社団法人岩手県建築士事務所協会

令和2年度

「適合証明技術者登録」の受付及び「適合証明技術者業務講習」の案内について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会業務につきましては、平素より格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記「適合証明技術者の登録」につきましては、下記により受付を行いますので、更新登録並びに新規登録をご希望される建築士事務所におきましては、所定の登録受付期間中に手続きをされますとともに、「適合証明技術者業務講習」受講について下記によりお申込み下さるようご案内申し上げます。

記

【適合証明技術者登録について】

1. 登録申請者 建築士法第23条に基づき建築士事務所登録をしている開設者
2. 「適合証明技術者」として調査判定等業務を行う登録予定建築士について
 - ①前記1の建築士事務所に所属する1級建築士、2級建築士及び木造建築士のうち更新登録並びに新規登録を希望する者で、令和2年8月27日（木）または9月3日（木）に開催される「講習」を必ず受講する意志のある建築士。（1社複数の建築士登録も可）
 - ②既存住宅状況調査技術者登録建築士

以上の2つの要件を満たす建築士

3. 登録受付日時・時刻・場所

(1) 直接登録の受付 次により受付を行いますので、当協会事務所に直接おいで下さい。

ア. 受付期間 令和2年6月4日（木）～8月20日（木）まで

イ. 受付時間 午前10時より午後4時まで（土曜日・日曜日及び祝祭日の受付は無し）

ウ. 受付場所 盛岡市名須川町18-16 建築会館

一般社団法人岩手県建築士事務所協会事務所内

電話 019-651-0781 F A X 019-651-8677

(2) 郵送による登録の受付 同封の郵便振替用紙にて登録料等振込み送金後、登録申請書等を受付期間内に当事務所協会に郵送願います。

4. 登録申請時に必要な書類等

下記書類のご提出にあたり書類漏れ、記入漏れ押印漏れ等不備がある場合は、受付致しませんので確認のうえご提出下さい。

① 登録申請書 1枚 必要事項を記入、押印3カ所（記載例参照）

② 適合証明業務に関する確認書 必要事項を記入・押印（記載例参照）

※登録開設者が法人である場合の代表者印は法務局届出の代表者印を押印

※登録開設者氏名（登録開設者が個人である場合に限り）及び適合証明技術者氏名はそれぞれ自書

- ③ 建築士事務所登録通知書の写し（別添見本参照）
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証の写し（別添見本参照）
- ⑤ 登録予定建築士の写真2枚
無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写した**カラー証明写真**（縦3.0 cm×横2.4 cm）
令和2年4月以降に撮影したもの〔白黒不可。デジカメプリント写真可。スナップ写真については不可〕※貼付せずにクリップ等でとめて同封して下さい。
- ⑥ 開設者の印鑑
・法人の場合 法務局届出の代表者印 ・個人の場合 登録開設者の印（シャチハタ印不可）
- ⑦ 登録予定建築士の印鑑（シャチハタ印不可）
- ⑧ 登録予定建築士の運転免許証等本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
- ⑨ 講習受講申込書（講習受講案内参照のこと）

5. 登録に要する費用

今年度より既存住宅状況調査技術者登録の更新に合わせて、ご希望の有効期間に応じた登録料で申込できます。（詳細は講習受講案内参照）

適合証明技術者の1名につき登録に要する費用 申請の際にご用意ください。

登録料	受講料	実務手引代	合計
【1年間】 6,160円	9,350円	4,950円	【1年間】 20,460円
【2年間】 12,320円			【2年間】 26,620円
【3年間】 18,480円			【3年間】 32,780円

登録標識ご希望の方は1,980円（税込み）で販売いたしますので、講習会時に注文様式をお渡しいたします。講習会終了後にメールにて申込ください。

- ・テキスト（令和2年度改訂版 適合証明技術者実務手引き）
テキストは講習当日お渡し致します。

※いったん納付した受講料は天災等の理由で講習が中止された場合を除き返還いたしません。

6. 登録申請並びに講習受講手続

- (1) **直接登録受付の方法** 書類並びに登録料等をご持参のうえ手続をおとり下さい。
- (2) **郵送登録受付の方法** 登録料等振込後、書類を当事務所協会に郵送して下さい。
 - ア. 登録申請書等は折り曲げないよう封筒（A4サイズ）にお入れ下さい。
 - イ. 貴事務所の郵便番号・住所・事務所名を明記した返信用封筒（定型サイズ）に84円切手の貼付のうえ、申請書等ご送付の際同封願います。（受講券送付のため）
 - ウ. 登録料等は、同封郵便振替用紙にて郵送前に送金願います。

連絡事項

- (1) 登録申請書並びに講習受講申込書ご提出の際、領収書、受講券を発行致します。
また、郵送により手続を進められた場合は、貴事務所宛領収書、受講券を郵送致します。
- (2) 講習受講後、登録証明書は令和3年3月以降、登録開設者宛に簡易書留で郵送します。